

食品安全委員会（第687回会合）議事概要

日 時:平成30年3月6日(火) 14:00~15:03
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:佐藤委員長ほか 6名出席
傍聴者:報道 0名、行政機関 0名、一般 3名

議事概要

(1) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「アシノナピル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ランコトリオンナトリウム塩」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「チモール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「チモールを有効成分とする蜜蜂の寄生虫駆除剤（チモパール）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「キノメチオナート」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フルアジホップ」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬及び動物用医薬品「エトキサゾール」に係る食品健康影響評価について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

本3件については、意見・情報の募集は行わないこととし、
「キノメチオナートの一日摂取許容量(ADI)を0.0064 mg/kg体重/日、急性参照用量(ARfD)を1.5 mg/kg体重と設定する。」
「フルアジホップの一日摂取許容量(ADI)を0.0044 mg/kg体重/日、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)を0.02 mg/kg体重と設定し、一般の集団に対する急性参照用量(A

RfD) は設定する必要がない。」

「エトキサゾールの一日摂取許容量 (ADI) を0.04 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がない。」との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省) に通知することとなった。

・ 農薬「テトラコナゾール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、「テトラコナゾールの一日摂取許容量 (ADI) を0.004 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.05 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省) に通知することとなった。

・ 動物用医薬品「オキシテトラサイクリン塩酸塩を有効成分とするふぐ目魚類の飼料添加剤 (13剤) (再審査)」に係る食品健康影響評価について

・ 動物用医薬品「ネオマイシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「オキシテトラサイクリン塩酸塩を有効成分とするふぐ目魚類の飼料添加剤 (13剤) が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関 (農林水産省) に通知することとなった。

「ネオマイシンの一日摂取許容量 (ADI) を0.036 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省) に通知することとなった。